

多治見まちづくりサポーター設置要綱

(設置)

第1条 本市の魅力を多様な視点で発掘し及び市内外へ発信することで、市の活力の向上を図り、もって市民の幸福度が増進されることを目的として多治見まちづくりサポーター（以下「サポーター」という。）を設置する。

(職務)

第2条 サポーターの職務は、次のとおりとする。

- (1) 本市の魅力の発掘及び発信
- (2) 専門分野における資料及び情報の提供
- (3) その他市長が必要と認める事項

(委嘱)

第3条 サポーターは、本市に思い入れがあり、各界において活躍する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 サポーターの任期は、定めないものとする。

(禁止行為)

第5条 サポーターは、本市及び他のサポーターの名誉を傷つけるような行為をしてはならない。

(解職)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その職を解くことができる。

- (1) サポーター本人から辞退の申出があったとき。
- (2) 前条の禁止行為、その他サポーターとしてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 心身の故障のため活動を行うことができないとき。

(報酬)

第7条 サポーターは、無報酬とする。

(守秘義務)

第8条 サポーターは、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 サポーターに関する庶務は、企画部秘書広報課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるほか、サポーターについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月 日から施行する。